令和８年度
固定資産税（償却資産）申告の手引き

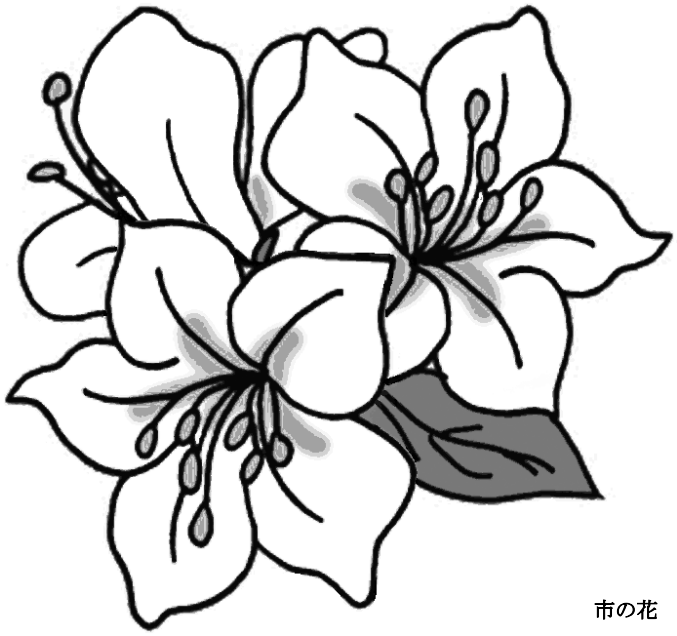

市の花　つつじ

申告書の提出期限は

令和８年２月２日（月）

となります。

※申告時の注意点※

●期限間近になりますと窓口が大変混雑いたします。お早めにご提出いただきますようご協力お願いいたします。

●１月１日現在で前年度より資産の増減がない場合も、申告書の備考欄にその旨を明記したものをご提出ください。

●廃業や転出等で市内に資産がなくなった場合や、市内に事業所を開設したが申告対象となる資産がない場合も、申告書の備考欄に「令和〇〇年〇月〇日に〇〇市へ転出」や「該当資産なし」等、資産のない旨を明記したものをご提出ください。

柏原市

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２ページ

第1部　償却資産について

１.納税義務者（申告していただく方)・・・・・・・・・・・　３ページ
２.償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
３.資産の具体例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ページ
４.家屋と償却資産の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・５ページ
５.国税との取り扱いの違い・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
６.非課税、課税標準の特例、増加償却など・・・・・・・・・６ページ

第２部　申告について

１.申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７ページ
２.申告の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１ページ
３.計算の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１ページ
４.企業電算方式による申告・・・・・・・・・・・・・・・１２ページ

第３部　お知らせ

１.実地調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３ページ
２.リース資産の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・１３ページ
３.平成２０年度の税制改正について(耐用年数変更)・・・１３ページ
（資料）減価残存率表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ページ

はじめに

平素は本市税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、柏原市内に所在する償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、毎年１月１日現在の所有状況を申告いただくこととなっています（地方税法第３８３条）。つきましては、この「申告の手引き」をよくお読みのうえ、別紙の申告様式に必要事項を記載して、必ず申告されるようお願い申し上げます。

提出していただく書類は、

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）
- 種類別明細書（減少資産用）　　※減少資産のある方のみ

です。以上の書類を<u>令和８年２月２日（月）</u>までに提出してください。

なお、申告から納税までの一般的な流れは以下のとおりです。

申告書 作成・提出	→	価格等 決定	→	納税通知書 発送
〈１月末日まで〉		〈４月１日〉		〈５月１日〉

提出していただいた申告をもとに、課税標準額や税額を決定します。ご自身の申告内容から税額を試算される場合は、下記を参考に行ってください。

■ 税率・・・・・・１．４％
　固定資産税額は課税標準額に対して１００分の１．４をかけた額になります。

■ 免税点・・・・・１５０万円
　課税標準額が１５０万円未満の場合、税負担は発生しません。

■ 納期・・・・・・５月、７月、１２月、翌年２月（第１期～第４期の年４回）
　具体的な期日は、納税通知書を確認してください。

償却資産の課税台帳に登録された価格や税額等は、納税義務者・納税管理人その他代理権を有する者へ閲覧に供しています。窓口で閲覧の申請をしていただく際は、身分証明書、委任状、その他閲覧の権利を有することがわかる書類と社印をご持参ください。郵送申請の場合は、加えて切手貼付済みの返信用封筒を同封ください。

第１部　償却資産について

１.納税義務者（申告していただく方）

個人や法人で工場や商店を経営されている方や、駐車場やアパートなどの賃貸業を営んでいる方など、柏原市内に所在する償却資産（事業用資産）をお持ちの方が納税義務者（申告をしていただく方）となります。

なお、申告対象となる資産がない方や、廃業や転出などで柏原市内に償却資産がなくなった方は、申告書の備考欄にその旨（例：該当資産なし、〇〇市へ昨年９月に転出）をご記入いただき、ご申告くださいますようお願いいたします。

２.償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、事業の用に供している資産のうち土地・家屋を除いたもので、その減価償却額（費）が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものなどをいいます。償却資産は大きく分けて構築物・機械及び装置・船舶・航空機・車両及び運搬具・工具器具及び備品の６つに分類されます。

以下のような資産も固定資産税の**課税対象**となる償却資産です。

- 償却済資産（耐用年数を経過した資産）
- 建設仮勘定資産、簿外資産、社員の福利厚生の用に供する資産
- 遊休・未稼働資産
  （今は稼動していないが、いつでも稼動できる状態にある資産）
- 機械等の改良費・移設費
  （本体とは区分して申告してください）
- 取得価額３０万円未満の資産（少額資産）について、中小企業等が租税特別措置法の規定を用いて損金算入の特例を適用した資産

なお、以下の資産は**課税対象外**となり、申告の必要はありません。

- ■ 特許権・実用新案権・ソフトウェア等の無形減価償却資産
- ■ 耐用年数が１年未満または取得価額が１０万円未満の資産（少額資産）について、税務会計上固定資産として計上せず、損金算入した資産
- ■ 取得価額が２０万円未満の資産（少額資産）について、税務会計上３年間で一括償却することを選択した資産
- ■ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

３.資産の具体例

償却資産を前述のとおり６つに分類し、種類ごとの例を下記に示します。

資産の種類	資産例
１.構築物	**外構工事**（ネオン広告塔等の広告設備・外灯・舗装路面・庭園・門・塀・橋・煙突・独立キャノピー・緑化設備等）、その他土地に定着している土木設備・工作物、太陽光発電設備、**内装・内部造作**、特定の生産・業務用の設備（動力配線等）
２.機械及び装置	工作機械、繊維機械、印刷機械、化学装置、コンベア、その他の産業機械装置、動力配線（変電）設備を含む各種機械装置、土木建設機械、機械式駐車場設備等 ※土木建設機械においては、標識の分類番号が 0、00～09 及び 000～099 の大型特殊自動車が申告対象となります。
３.船舶	一般船舶、モーターボート、漁船、遊覧船等
４.航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
５.車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車、自転車、台車、各種運搬具等 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除きます。 ※次の要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となり、申告が必要です。 ・長さ 4.7m を超える　・幅 1.7m を超える ・高さ 2.8m を超える　・最高速度 15km/h を超える ※ナンバープレートを取得しているものにおいては、標識の分類番号が 9、90～99 及び 900～999 の大型特殊自動車が申告対象となります。
６.工具､器具及び備品	机、椅子、金庫、パソコン、ＬＡＮ設備、プリンター、冷蔵庫、測定工具、ルームエアコン、陳列ケース、厨房機器及び用品、理（美）容機器、洗濯機、各種医療機器、金型、放送設備、遊技機、印刷機、応接セット、コピー機、レジスター、切削工具、自動販売機、テレビ、ショーケース、音響機器等

第１部　償却資産について

４.家屋と償却資産の区分

家屋の所有者が取り付けた建築設備で、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものは、家屋評価に含まれ、償却資産の課税対象外となりますが、賃貸ビル等を借り受けて事業を行う方（テナント）が自らの事業の用に供するために取り付けた**内装・建築設備等（特定附帯設備）はテナントの方に償却資産として課税されます**（地方税法第３４３条第１０項、柏原市税条例第５８条第８項）。柏原市においては、この規定は平成１６年４月以降に取得された資産について適用されます。また、**独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務用の設備（動力配線・ガス・給排水・給排気等の設備）についても、償却資産の課税対象となります。**詳しくは下記の区分表を参考にご申告いただくか、係までお問い合わせください。

（参考）家屋と償却資産の区分表

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
受変電設備・発電設備	設備一式（配線・配管含む）	
動力配線設備	特定の生産又は業務用設備（工場における機械の動力源としてのボイラー等）	左記以外の設備
中央監視制御設備	装置一式（配線・配管含む）	
電灯照明設備	屋外設備、ネオンサイン、投光器	屋内設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ	配線・配管
ガス・給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	屋内設備
空調設備	ルームエアコン	家屋と一体の設備
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル、消火器、屋外の消火栓	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備	工場用リフト、ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、エスカレーター
冷凍冷蔵設備	冷凍冷蔵倉庫における設備	
厨房・洗濯設備	飲食店等のサービス設備	左記以外の設備
その他の設備	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（簡易間仕切）、看板、外構工事	

※家屋と設備の所有者が異なる場合は、表中の「家屋に含めるもの」は全て設備所有者の償却資産として課税されます。

５.国税との取り扱いの違い

所得税・法人税における減価償却と、固定資産税における減価償却は取り扱いの異なる部分が多数あります。下記の点にご注意ください。

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ （減価率「旧定率法」で使用する償却率と同じ）	定率法・定額法の２種類
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
評価額の最低限度額	取得価額の 100 分の 5	備忘価額（１円）まで
圧縮記帳	**なし** **（圧縮前取得価額を申告）**	あり
特別償却・割増償却	**なし**	あり
少額の減価償却資産 （耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産）	**損金算入したものは** **申告不要**	損金算入が可能 （法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条）
一括償却資産 （取得価額が 20 万円未満の資産）	**損金算入したものは** **申告不要**	３年間で損金算入が可能 （法人税法施行令第 133 条の 2 又は所得税法施行令第 139 条）
中小企業等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産について損金算入特例を適用した資産	**課税対象** **※国税のみに適用される特例措置であるため**	損金算入が可能 （租税特別措置法第 28 条の 2 又は同法第 67 条の 5）

６.非課税、課税標準の特例、増加償却など

地方税法第３４８条および同法附則第１４条に規定される資産については、固定資産税が非課税になります。種類別明細書に明記のうえ、「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」および非課税内容に係る書類を提出してください。

また、地方税法第３４９条の３および同法附則第１５条に規定される資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。種類別明細書に明記のうえ、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申告書」および特例内容に係る書類を提出してください。

※例：雨水貯留浸透施設、下水道除害施設、汚水廃液処理施設、浸水防止設備、中小企業先端設備など。

さらに、国税の申告で増加償却や耐用年数の短縮を適用した資産については、固定資産税でも適用されます。種類別明細書に明記のうえ、増加償却の届出書または耐用年数の短縮の承認通知書の写しを添付してください。

第２部　申告について

１.申告書の書き方

<<償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方>>

１　住所（ふりがな）
２　氏名（ふりがな）
申告される方の住所［または納税通知書送達先］、電話番号、氏名［法人名および代表者氏名］、および屋号をご記入ください。

取得価額
（イ）（ロ）（ハ）各項目の取得価額の資産種類別合計額をご記入いただき、（ニ）にはその差引合計額をご記入ください。
なお、（イ）の価額は前年度申告書の（ニ）と、（ロ）の合計額は種類別明細書（減少資産）の合計額と、（ハ）の合計額は種類別明細書（増加資産）の合計額とそれぞれ一致します。

評価額、※決定価格、※課税標準額
記入の必要はありません。
ただし、企業電算による申告の場合は各価格を算出のうえ、該当する欄への記載をお願いします。なお、固定資産税の評価においては帳簿価額が廃止されておりますので、評価額＝決定価格となります。

３　個人番号又は法人番号 ～ ７　税理士等の氏名

それぞれご記入ください。該当するものがない場合（担当税理士がいない場合等）は、空欄にしてください。

※所有者コード

企業電算による申告等、当市から送付したもの以外の用紙による申告の場合のみ、当市指定の所有者コードをご記入ください。

第二十六号様式

（償却資産課税台帳）

※ 所 有 者 コ ー ド

3 個人番号又は法人番号	01234567890 12	8 短縮耐用年数の承認	有 ・ (無)
4 事業種目（資本金等の金額）	染色業 （ 10 百万円 ）	9 増加償却の届出	有 ・ (無)
5 事業開始年月	昭和 63 年 8 月	10 非課税該当資産	有 ・ (無)
6 この申告に応答する者の係及び氏名	総務部 柏原花子 072（972 局 1501 番）	11 課税標準の特例	有 ・ (無)
		12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ (無)
		13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
7 税理士等の氏名	安堂 一男 072（972 局 6243 番）	14 青色申告	(有) ・ 無

８　短縮耐用年数の承認

～ １４　青色申告

該当する方を丸で囲んでください。なお、特別償却および圧縮記帳は固定資産税には適用されませんので、申告の際はご注意ください。（詳しくは６ページ）

額 計（(イ) － (ロ) ＋ (ハ)）(ニ)					
	十億	百万	千	円	
		20	000	000	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
		41	500	000	① 安堂町1番55号
					② 法善寺1丁目7番9号
					③
					16 借用資産 (有)・無
		1	750	000	貸主の名称等 株式会社 柏原リース
		63	250	000	
※ 課税標準額（ト）					17 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家
	十億	百万	千	円	18 備考（添付書類等）
					[ ] 前年度より資産の増減なし
					[ ] 該当資産なし
					[ ] 異動事項：該当項目を○で囲んでください
					（異動年月日： 年 月 日）
					1.住所変更 2.氏名(名称)変更 3.廃業 4.解散
					5.市内事業所の撤退 6.その他(具体的に記入して下さい)

１５　事業所所在地

「１　住所」で記入した場所以外に事業所を有する場合はご記入ください。

１６　借用資産

１７　家屋の所有区分

それぞれ該当する方を丸で囲み、借用資産がある場合は貸主の名称等をご記入ください。

※柏原市処理欄

控返送	受付	申告区分	宛名異動	資産異動入力	台帳照合	担当者
返・郵						

１８　備考（添付書類等）

該当する箇所に丸をつけ、資産以外の異動の詳細をご記入ください。その他、添付書類の名称、特例資産等の適用条項などの償却資産評価の参考事項をご記入ください。

※柏原市処理欄

ここは何も記入しないでください。

第２部　申告について

<<種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方>>

※申告済み資産の耐用年数については、「耐用年数」欄に現在適用しているものを印字し、「新耐用年数」欄は空欄となっています。耐用年数修正の際は、記入例のとおり、必ず修正の理由をご記入ください。

①当市への申告済資産の修正

令和　８年度　種類別明細書（増加資産・全資産用）　所有者名　株式会社　柏原工業

資産番号	種類	資産の名称（名称・形式及び規格）	数量	取得年月 年号	年	月	耐用年数	新耐用年数
00000002	2	センシヨクヨウキカイ	5	4	07	12	7	
00000005	2	センシヨクヨウキカイ	3	4	13	5	7	
00000006	2	センシヨクヨウキカイ	7	4	18	7	~~6~~ 7	

資産番号は当市で付す順位番号ですので空欄で差し支えありませんが、ご記入いただく際は各種類別資産番号の末番（次番）から記入してください。

②増加資産の申告

令和　８年度　種類別明細書（増加資産・全資産用）　所有者名　株式会社

資産番号	種類	資産の名称（名称・形式及び規格）	数量	取得年月 年号	年	月	耐用年数	新耐用年数
	1	事務所 造作等	1	H	21	2	15	
	2	染色機	2	H	21	2	7	
	2	電極板 一式	1	H	19	7	3	
	2	染色機	3	H	19	9	7	

資産の種類は、以下の区分によって記入してください。

１　構築物
２　機械及び装置
３　船舶
４　航空機
５　車両及び運搬具
６　工具、器具及び備品

資産の具体的な内容がわかる名称をご記入ください。なお、システムの変更により、平成23年以降に取得した資産はご記入いただいた文字がそのまま反映されます。それ以前に取得したものは全てカナ表記になっていますので、漢字表記に修正を希望される場合は漢字表記で記入してください。

資産の数量、取得した年月をご記入ください。年号は昭和であればＳまたは３、平成はＨまたは４、令和はＲまたは５と記入してください。

追記または印刷された字を二重線で訂正いただき、修正の理由等を空きスペース（欄外でも可）にご記入ください。

第二十六号様式別表一

工業所　PAGE

所有者コード　000000

新耐用年数	取得価額（円）	減価残存率	価額（円）	特例適用率	特例コード	課税標準額（円）	増加事由	残存サイン
6	10000000	（平成20年度税制改正による耐用年数修正、申告忘れ）					1・2 3・4	
5	9000000	（耐用年数適用誤り）					1・2 3・4	
6	20000000	（適用誤り＋税制改正による耐用年数修正、申告忘れ）					1・2 3・4	

価額、課税標準額の記入の必要はありません。ただし、企業電算による申告の場合は価額欄に各資産の評価額を、課税標準額欄に各資産の課税標準額（課税標準の特例を適用する資産の場合、評価額に特例率をかけた額）をご記入ください。

資産の増加事由に該当するものを丸で囲んでください。１は新品取得、２は中古品取得、３は移動による受入、４はその他の事由となります。

第二十六号様式別表一

工 柏原工業所　PAGE

所有者コード

新耐用年数	取得価額（円）	減価残存率	価額（円）	特例適用率	特例コード	課税標準額（円）	増加事由	残存サイン
15	10000000						①・2 3・4	
							1・2 3・4	
7	7000000						①・2 3・4	
7	500000						1・2 ③・4	
7	8000000						1・2 ③・4	

資産の取得に要した費用の合計をご記入ください。

耐用年数欄には平成２０年度までの耐用年数を、新耐用年数欄には平成２１年度以降の耐用年数をご記入ください。耐用年数が同じ場合は２つとも同じ年数をご記入ください。

注）平成２０年度税制改正において、機械及び装置の耐用年数の大幅な見直しが行われました。固定資産税の評価においては、新耐用年数の適用は平成２１年度の評価から行い、取得当初に遡っての再計算は行わないとされたため、移管資産等（平成１９年以前に取得された資産）の申告の際には旧・新両耐用年数の記入が必要となります。
具体的な計算の方法は１３ページをご覧ください。

第２部　申告について

<<種類別明細書（減少資産用）の書き方>>

資産番号欄には、当市より送付しました全資産明細書の資産番号をご記入ください。

令和　８年度　種類別明細書（減少資産用）

所有者名　株式会社

資産番号	種類	資産の名称（名称・形式及び規格）	数量	取得年月 年号	年	月	取
0002	2	染色機	2	H	7	12	十億
0005	2	染色機	3	H	13	5	
		小計	5				

２.申告の方法

申告書は本市課税課資産税家屋係（市役所本庁２階㉖番窓口）で受け付けておりますが、郵送等による送付でも受付可能です。なお、その際に申告書控に受付印が必要であれば、切手貼付済みの返信用封筒を同封ください。

また、インターネット（地方税ポータルシステム「ｅＬＴＡＸ」）を利用した申告も受け付けています。利用するためには、あらかじめ「ｅＬＴＡＸ」のホームページから利用の届出をする必要があります。詳しくは「ｅＬＴＡＸ」のホームページ（http://www.eltax.lta.go.jp）でご確認ください。

３.計算の方法

申告していただいた資産の取得価額・取得年月・耐用年数をもとにして、下記の式により評価額を算出します。

前年中に取得した資産 取得価額×（前年中取得のものの耐用年数に応ずる減価残存率）＝評価額
前年前に取得した資産 前年度の評価額×（前年前取得のものの耐用年数に応ずる減価残存率）＝評価額 以降、毎年この方法により計算し、取得価額の５％まで減価します。

※耐用年数に応ずる減価残存率表は１４ページに掲載しています。

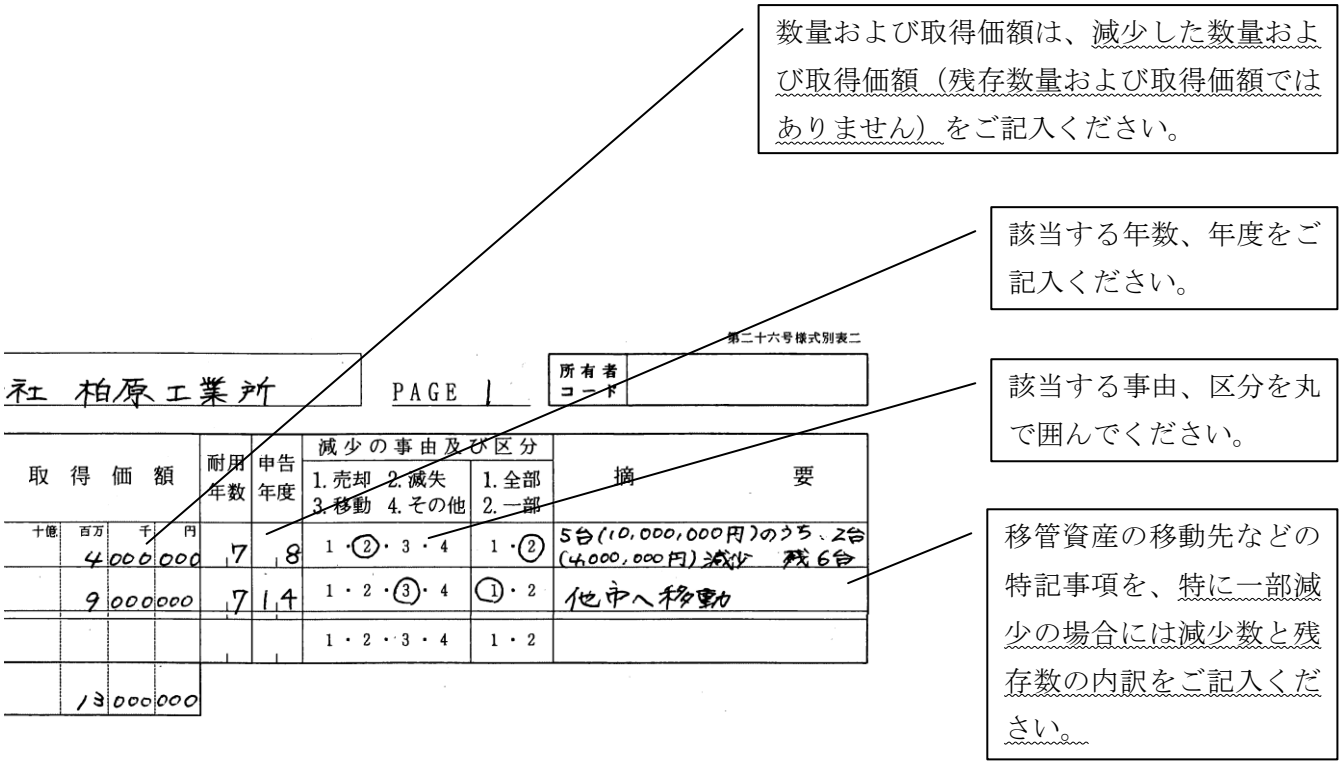

（３.計算の方法　続き）

令和８年度の評価額を具体的な例で示すと、以下のようになります。

資産の名称	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	減価残存率	評価額
パソコン	4	R7.6	1,000,000	4	0.781	781,000
複写機	1	R6.5	367,500	5	0.631	188,992

<<上記複写機の計算イメージ>>（１円以下切捨）

○ 令和 7 年度：367,500 円　×　0.815（前年中取得資産の残存率）＝　299,512 円

○ 令和 8 年度：299,512 円　×　0.631（前年前取得資産の残存率）＝　188,992 円

通常、上記で算出した評価額の合計が決定価格となり、課税標準額となります（課税標準の特例を適用する場合、算出した評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります）。税額は課税標準額（1,000 円未満切捨）に固定資産税率１．４％を乗じた額（100 円未満切捨）です。なお、課税標準額が 150 万円未満の場合は免税点未満となり、税負担は発生しません（税負担がないため、納税通知書は発行しません）。

４.企業電算方式による申告

独自の電算方式による申告の場合、必ず柏原市指定の所有者コードを記載し、評価額・決定価格・課税標準額を算出してください。また、全資産の種類別明細書を必ず添付してください。

第３部　お知らせ

１.実地調査について

平成１８年度の税制改正により、地方税法第３５４条の２で国税関係資料の閲覧等が法定化されました。そのため、所得税・法人税の申告内容と当市への申告内容に相違等の疑義がある場合等には、問い合わせや資料の提出のお願いなどの実地調査を行うこともありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

そのほか、正当な理由なく申告を怠っていた場合や、虚偽の申告をされた場合には罰金や過料が科されることがあります。内容を十分ご確認のうえ、申告をお願いいたします。

２.リース資産の取り扱い

リース資産は、資産の実質的な所有権が貸主か借主のどちらにあるかで申告すべき者が変わります。リース期間満了後に所有権が借主に移転する性質のリース契約（所有権移転リース等）は、実質的な所有者は借主となりますので、借主からの申告をお願いいたします。リース期間満了後は資産を貸主に返却するようなリース契約（レンタル等）は、貸主からの申告をお願いいたします。

（注）平成１９年度の税制改正により所有権移転外ファイナンス・リース取引が税務会計上売買取引として扱われることとなりましたが、上記のとおり所有権が移転しないリース契約は、固定資産税の申告は貸主からしていただきます。

３.平成２０年度の税制改正について（耐用年数変更）

平成２０年度の税制改正により、機械及び装置の耐用年数が大括り化されました。それにより耐用年数が変更になった資産については平成２０年度と平成２１年度を耐用年数変更の境目とし、以下の方法で評価額を算出します。

（例）取得価額１０万円、耐用年数(旧)５年(新)８年、平成１９年２月取得資産

○ 20 年度：100,000 円 × 0.815（耐用年数５年の初年度残存率）＝ 81,500 円

○ 21 年度：81,500 円 × 0.750（耐用年数８年の残存率）＝ 61,125 円

○ 22 年度：61,125 円 × 0.750（耐用年数８年の残存率）＝ 45,843 円

分かりにくい点等がございましたら、係までご連絡ください。

（資料）減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得分 A	前年前取得分 B		前年中取得分 A	前年前取得分 B		前年中取得分 A	前年前取得分 B
2	0.658	0.316	30	0.963	0.926	58	0.980	0.961
3	0.732	0.464	31	0.964	0.928	59	0.981	0.962
4	0.781	0.562	32	0.965	0.931	60	0.981	0.962
5	0.815	0.631	33	0.966	0.933	61	0.981	0.963
6	0.840	0.681	34	0.967	0.934	62	0.982	0.964
7	0.860	0.720	35	0.968	0.936	63	0.982	0.964
8	0.875	0.750	36	0.969	0.938	64	0.982	0.965
9	0.887	0.774	37	0.970	0.940	65	0.982	0.965
10	0.897	0.794	38	0.970	0.941	66	0.983	0.966
11	0.905	0.811	39	0.971	0.943	67	0.983	0.966
12	0.912	0.825	40	0.972	0.944	68	0.983	0.967
13	0.919	0.838	41	0.972	0.945	69	0.983	0.967
14	0.924	0.848	42	0.973	0.947	70	0.984	0.968
15	0.929	0.858	43	0.974	0.948	71	0.984	0.968
16	0.933	0.866	44	0.974	0.949	72	0.984	0.968
17	0.936	0.873	45	0.975	0.950	73	0.984	0.969
18	0.940	0.880	46	0.975	0.951	74	0.984	0.969
19	0.943	0.886	47	0.976	0.952	75	0.985	0.970
20	0.945	0.891	48	0.976	0.953	76	0.985	0.970
21	0.948	0.896	49	0.977	0.954	77	0.985	0.970
22	0.950	0.901	50	0.977	0.955	78	0.985	0.971
23	0.952	0.905	51	0.978	0.956	79	0.985	0.971
24	0.954	0.908	52	0.978	0.957	80	0.986	0.972
25	0.956	0.912	53	0.978	0.957	81	0.986	0.972
26	0.957	0.915	54	0.979	0.958	82	0.986	0.972
27	0.959	0.918	55	0.979	0.959	83	0.986	0.973
28	0.960	0.921	56	0.980	0.960	84	0.986	0.973
29	0.962	0.924	57	0.980	0.960	85	0.987	0.974

お問い合わせ・申告書の提出は

柏原市

財務部　課税課　資産税家屋係（償却資産担当）

住　所　〒582-8555　大阪府柏原市安堂町１番５５号
ＴＥＬ　072-972-1501　〈代表〉　内線 2358～2364
　　072-972-6243　〈直通〉
ＦＡＸ　072-920-7385
Ｅメール　zeimu@city.kashiwara.lg.jp
ホームページ　https://www.city.kashiwara.lg.jp/